

市第2号議案

横浜市地区センター条例の一部改正

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年5月24日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例

横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表中

「

横浜市浦舟コミュニティハウス

」を
「

横浜市浦舟コミュニティハウス
横浜市別所コミュニティハウス

」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市別所コミュニティハウスを設置するため、横浜市地区センター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地区センター条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

別表第1（第1条第2項）

2 コミュニティハウス

名 称	位 置
(省 略)	
横浜市浦舟コミュニティハウス	横浜市南区
横浜市別所コミュニティハウス	
(省 略)	
(省 略)	